

報告第15号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年9月5日提出

佐野市長 金子 裕

専決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年3月1日から同月8日頃までの間に、
の私有敷地内で発生した樹木損壊事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和7年7月25日

佐野市長 金子 裕

1 損害賠償額 499,780円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を樹木伐採損害額として支払い、今後本件に関して債権債務のないことを相互に確認する。

3 相手方の住所及び氏名

専決第8号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	樹木損壊事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和4年3月1日から同月8日頃までの間 場所 [REDACTED]
3 発生時の状況	市が[REDACTED]の樹木の手入れを行う際、隣接する土地の地権者の立ち会いや作業内容の確認を行わないまま進めた結果、相手方所有の樹木を誤って伐採した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	樹木伐採損害額 499,780円
6 和解日	令和7年7月25日
7 略図	